

I 利用上の注意

1 調査の目的

令和3年経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としています。

2 調査の根拠

統計法（2007年（平成19年）法律第53号）に基づく基幹統計として実施。

3 調査期日

2021年（令和3年）6月1日

4 調査対象

甲調査

国内すべての事業所・企業（ただし、以下に掲げる事業所を除く）

- ① 日本標準産業分類大分類A－農業，林業に属する個人経営の事業所
- ② 同大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 同大分類N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 同大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

乙調査

国及び地方公共団体の事業所

- ・「令和3年経済センサス - 活動調査」は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としています。

5 調査方法（甲調査のみ）

ア 調査員調査

単独事業所企業については、調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済の調査票を回収する方法により行いました。

イ 直轄調査

複数の事業所を有する企業については、行政機関等が調査票を直接、郵送により配布し、郵送（紙・電子媒体）で回収する方法、又はインターネットで調査票を回収しました。

II 利用にあたって

・地域区分については以下のとおりです。

地区名	町名
旧市	相生町、赤坂町、旭町、東町、あら町、請地町、歌川町、大橋町、鍛冶町、嘉多町、上和田町、北通町、九蔵町、鞆町、下横町、下和田町一丁目、下和田町二丁目、下和田町三丁目、下和田町四丁目、下和田町五丁目、昭和町、白銀町、真町、新紺屋町、新田町、末広町、砂賀町、住吉町、堰代町、田町、台町、高砂町、高松町、竜見町、椿町、鶴見町、通町、常盤町、中紺屋町、並榎町、成田町、檜物町、南町、宮元町、本町、元紺屋町、八島町、柳川町、山田町、弓町、四ツ屋町、寄合町、羅漢町、連雀町、若松町、和田町
塚沢	飯玉町、飯塚町、稲荷町、岩押町、江木町、貝沢町、芝塚町、高関町、天神町、日光町、東貝沢町一丁目、東貝沢町二丁目、東貝沢町三丁目、東貝沢町四丁目
片岡	石原町、片岡町一丁目、片岡町二丁目、片岡町三丁目、寺尾町、乗附町、聖石町、八千代町一丁目、八千代町二丁目、八千代町三丁目、八千代町四丁目
佐野	上佐野町、佐野窪町、上中居町、北双葉町、栄町、下佐野町、下之城町、下中居町、新後閑町、中居町一丁目、中居町二丁目、中居町三丁目、中居町四丁目、双葉町、和田多中町
六郷	上小鳥町、上小埜町、上並榎町、下小鳥町、下小埜町、筑縄町、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目
新高尾	新保町、新保田中町、中尾町、日高町

中川	井野町、大八木町、小八木町、正観寺町、問屋町西一丁目、問屋町西二丁目、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、問屋町四丁目、浜尻町
八幡	金井淵町、剣崎町、下大島町、鼻高町、藤塚町、町屋町、八幡町、若田町
豊岡	上豊岡町、下豊岡町、中豊岡町、北久保町
長野	沖町、菊地町、北新波町、行力町、浜川町、南新波町、楽間町、我峰町
大類	上大類町、宿大類町、柴崎町、下大類町、中大類町、南大類町
南八幡	阿久津町、木部町、城山町一丁目、城山町二丁目、根小屋町、山名町
岩鼻	岩鼻町、栗崎町、台新田町、東中里町、矢中町、綿貫町
倉賀野	倉賀野町、宮原町
京ヶ島	大沢町、京目町、島野町、西島町、萩原町、矢島町、元島名町
滝川	上滝町、宿横手町、下斎田町、下滝町、中島町、西横手町、八幡原町
倉渕	倉渕町三ノ倉、倉渕町権田、倉渕町水沼、倉渕町岩氷、倉渕町川浦
箕郷	箕郷町西明屋、箕郷町金敷平、箕郷町松之沢、箕郷町矢原、箕郷町東明屋、箕郷町上芝、箕郷町下芝、箕郷町富岡、箕郷町善地、箕郷町和田山、箕郷町白川、箕郷町中野、箕郷町柏木沢、箕郷町生原
群馬	金古町、足門町、引間町、塚田町、稲荷台町、冷水町、後疋間町、東国分町、西国分町、北原町、棟高町、菅谷町、三ツ寺町、中泉町、福島町、中里町、保渡田町、井出町
新町	新町

榛名	下室田町、中室田町、上室田町、榛名山町、榛名湖町、上大島町、下里見町、中里見町、上里見町、本郷町、高浜町、白岩町、十文字町、宮沢町、三ツ子沢町、神戸町
吉井	吉井町吉井川、吉井町吉井、吉井町下長根、吉井町長根、吉井町小棚、吉井町片山、吉井町本郷、吉井町塩川、吉井町池、吉井町矢田、吉井町多胡、吉井町高、吉井町神保、吉井町塩、吉井町東谷、吉井町大沢、吉井町多比良、吉井町深沢、吉井町石神、吉井町中島、吉井町小串、吉井町黒熊、吉井町岩井、吉井町小暮、吉井町馬庭、吉井町南陽台一丁目、吉井町南陽台二丁目、吉井町南陽台三丁目、吉井町岩崎、吉井町下奥平、吉井町上奥平、吉井町坂口

本集計表は令和3年経済センサス-活動調査の産業横断的集計の結果について、高崎市が独自に集計したものです。

また、従来実施されていた統計調査結果と比較する場合の留意事項として、甲調査の調査対象の事業所（企業等）は、平成28年経済センサス - 活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報を利用しています。過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行いました。このため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができません。

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

統計表中の記号は次のとおりです。

「-」 皆無または該当なし

「△」 マイナス

「0.0」 単位未満

「…」 不詳または資料なし

「x」 その数字に該当する集計対象となる事業所が1または2であるため、個々の報告者の秘密が漏れる恐れがあるので、数字を秘匿した箇所です。集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所についても同様に秘匿しています。

用語の解説について（総務省統計局のHP）

https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/k_yougo.pdf